柳井地域広域水道企業団建設工事等指名競争入札に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、同法施行令（昭和２２年政令第１６号）及び柳井地域広域水道企業団の契約に関する規程（平成２７年管理規程第２号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか、柳井地域広域水道企業団が発注する建設工事等の指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格並びに入札に参加する者の選定に関して必要な事項を定め、もって入札の適正かつ円滑な執行を期することを目的とする。

（入札参加の申請等）

第２条　企業長は、入札に参加しようとする者に対して競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出させるものとする。

２　入札参加資格は、地方自治法施行令第１６７条の１１の規定に基づく「柳井地域広域水道企業団が発注する建設工事等入札参加者の資格」に定めるところによる。

３　企業長は、第１項の申請書を受理したときは、審査し、資格があると認めたときは当該年度の入札参加資格者名簿に登録するものとする。

４　前項により資格があると認められた場合における当該資格の有効期間は、当該資格の認定されたときから、次の資格認定のときまでとする。

（申請書の添付書類）

第３条　申請書に添付する書類は、別に定めるものとする。

（登録の取消し）

第４条　企業長は、第２条の規定により入札参加資格者名簿に登録された後において、入札参加資格審査申請書に虚偽の記載があると認めたとき、又はその他必要があると認めたときはその認定を取り消すものとする。

（変更の届出）

第５条　企業長は、第２条の規定により入札参加資格者名簿に登録した者（以下「有資格業者」という。）に、次の各号のいずれかについて変更があったときは、当該有資格業者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

（１）許可番号若しくは許可年月日又は登録番号若しくは登録年月日

（２）商号又は名称

（３）代表者の氏名

（４）営業所の名称又は所在地

（廃業等）

第６条　企業長は、有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該各号に掲げる者に速やかにその旨を届け出させるものとする。

（１）死亡したとき　その相続人

（２）法人が合併により消滅したとき　その役員であった者

（３）法人が解散したとき　その破産管財人又は清算人
（４）廃業したとき　本人又は役員
（資格審査）
第７条　企業長は、資格審査の結果を建設工事等競争入札参加資格認定通知書（別記第１号様式）により、当該建設業者に通知するものとする。
２　企業長は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務の資格を有する者にあっては、経営規模、経営状況等について行った審査の結果を勘案して各業務の区分ごとに資格を認定し、建設工事等競争入札参加資格認定通知書（別記第２号様式）により当該業者に通知するものとする。
（指名基準）
第８条　企業長は、入札に参加させる建設業者を指名するときは、有資格業者のうちから契約規程別表左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる人数以上を指名審査会の審査を経て指名するものとする。
２　災害等により緊急に施行を必要とするもの又は企業長が特に必要と認めたものについては、第１項の規定によらないことができる。
３　企業長は、入札に参加させる者を指名するときは、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないようにしなければならない。
（１）不誠実な行為の有無
（２）経営状況
（３）工事成績
（４）地理的条件
（５）手持ち工事の状況
（６）技術的適性
（７）安全管理の状況
（８）労働福祉の状況
４　企業長は、測量、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償コンサルタント業務を入札に付そうとするときは、当該業務の予定金額等を勘案して指名しなければならない。この場合において必要があると認めるときは、指名審査会の審査を経て指名するものとする。
（入札の回数）
第９条　入札の執行回数は、３回までとする。
２　第３回の入札を終わり、開札の結果落札者がなかった場合は、当該工事の入札は原則として打ち切るものとし、再度指名の上、再び入札を行うものとする。
（随意契約への移行）
第１０条　前条第２項の規定にかかわらず、最低価格と予定価格との差が少額の場合で、

かつ、企業長が次の各号の一に該当すると認めたときは、最低価格の入札者と順次示談により随意契約を締結することができるものとする。

（１）再入札を行ってもなお落札者を得ることが困難と認められるとき。

（２）当該工事の設計内容、工期等に特別の事情があると認めるとき。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

（関係市町）

２　この要綱の施行の際現に手続が完了しているものについては、なお従前の例による。

３　この要綱において「関係市町」とは、柳井地域広域水道企業団水道用水供給事業及び水道事業の設置等に関する条例（昭和５８年条例第６号）第２条第１号の水道用水供給事業（以下「用水供給事業」という。）及び同条第２号の水道事業（以下「水道事業」という。）が所在する市町をいう。

（経過措置）

４　この要綱は、用水供給事業が行う建設工事等に適用する。

５　水道事業が行う建設工事等については、当分の間、関係市町が現に定めている要綱等をこの要綱とみなして適用する。

６　水道事業については、関係市町が作成する建設工事等入札参加資格者名簿を準用し、水道事業の建設工事等入札参加資格者名簿とする。ただし、田布施・平生水道事業においては、柳井地域広域水道企業団規約（昭和５７年１２月６日許可指令地方第１０３０号）附則第３項において承継した建設工事等入札参加資格者名簿を適用する。

別記

第１号様式（第７条関係）

受付番号	

建設工事等競争入札参加資格認定通知書

年　　月　　日

様

柳井地域広域水道企業団

企業長　　印

さきに申請のあった　　・　　年度の競争入札参加資格について、審査の結果、下記のとおり資格を認定したので通知します。

なお、この通知書の受領後に入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったとき又は合併若しくは廃業があったときは、速やかに届け出てください。

記

１　認定業種

下表の●印が　　・　　年度の認定業種です。

業　　種		業　　種		業　　種	
土木一式工事		管工事		内装仕上工事	
ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物		ﾀｲﾙ・れんが・ﾌﾞﾛｯｸ工事		機械器具設置工事	
建築一式工事		鋼構造物工事		熱絶縁工事	
大工工事		鋼橋上部工事		電気通信工事	
左官工事		鉄筋工事		造園工事	
とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事		舗装工事		さく井工事	
法面処理工事		しゅんせつ工事		建具工事	
交通安全施設工事		板金工事		水道施設工事	
石工事		ガラス工事		消防施設工事	
屋根工事		塗装工事		清掃施設工事	
電気工事		防水工事		解体工事	

２　有効期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで。ただし、次の通知を行うまでとします。

第２号様式（第７条関係）

受付番号	

建設工事等競争入札参加資格認定通知書

年　　月　　日

様

柳井地域広域水道企業団
企業長　　印

さきに申請のあった　　・　　年度の競争入札参加資格について、審査の結果、下記のとおり資格を認定したので通知します。

なお、この通知書の受領後に入札参加資格審査申請書の記載事項に変更があったとき又は合併若しくは廃業があったときは、速やかに届け出てください。

記

１　認定業種

下表の●印が　　・　　年度の認定業種です。

業　種		業　種	
公共測量		不動産鑑定	
地質調査		土地家屋調査	
土木関係建設コンサルタント		その他調査	
建築関係建設コンサルタント			
補償関係コンサルタント			

２　有効期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで。ただし、次の通知を行うまでとします。